

第六十一回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 三 号

昭和四十四年二月十九日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 大坪 保雄君

理事 久保田四次君 理事 河野 洋平君

理事 高見 三郎君 理事 谷川 和穂君

理事 西岡 武夫君 理事 唐橋 東君

理事 長谷川正三君 理事 鈴木 一君

理事 周東 英雄君 理事 南條 徳男君

理事 藤波 孝生君 理事 加藤 勘十君

理事 斎藤 正男君 理事 原 茂君

理事 帆足 計君 理事 有島 重武君

石田幸四郎君

出席政府委員

文部政務次官 久保田藤麿君

文部大臣官房長 安嶋 彌君

文部省初等中等 宮地 茂君

教育局長 文部省大学學術 村山 松雄君

局長 文部省管理局長 岩間英太郎君

委員外の出席者 専 門 員 田中 彰君

二月十三日

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第二号)

同月十二日

山村へき地の医療対策として医学専門学校設置に関する請願(藤井勝志君紹介)(第四六三三号)

同外二件(河本敏夫君紹介)(第五六六六号)

同(佐々木秀世君紹介)(第五六七号)

同外一件(武藤嘉文君紹介)(第六四二二号)

同外一件(武藤嘉文君紹介)(第六四二二号)

同外一件(武藤嘉文君紹介)(第六四二二号)

同外一件(武藤嘉文君紹介)(第六四二二号)

同外一件(武藤嘉文君紹介)(第六四二二号)

同外一件(武藤嘉文君紹介)(第六四二二号)

同外一件(武藤嘉文君紹介)(第六四二二号)

同外一件(武藤嘉文君紹介)(第六四二二号)

同外一件(武藤嘉文君紹介)(第六四二二号)

同外一件(武藤嘉文君紹介)(第六四二二号)

同外一件(武藤嘉文君紹介)(第六四二二号)

同外一件(武藤嘉文君紹介)(第六四二二号)

同外一件(武藤嘉文君紹介)(第六四二二号)

同外一件(武藤嘉文君紹介)(第六四二二号)

(上村千一郎君紹介)(第六〇八号)

同外四件(小笠原昭君紹介)(第六〇九号)

同外四件(小川半次君紹介)(第六一〇号)

同外九件(久野忠治君紹介)(第六一一号)

同外一件(小林信一君紹介)(第六一二号)

同外二件(長谷川正三君紹介)(第六一三三三)

同外四件(原茂君紹介)(第六一四四)

同外九件(藤田義光君紹介)(第六一五五)

同外二件(古屋亨君紹介)(第六一六六)

同外三件(赤澤正道君紹介)(第六三六六)

同外六件(植木庚子郎君紹介)(第六三七七)

同(折小野良一君紹介)(第六三八八)

同外四件(門司亮君紹介)(第六三九九)

同外四件(渡海元三郎君紹介)(第六四〇〇)

同外二件(藤波孝生君紹介)(第六四一一)

義務教育制度改善に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第六三一一)

同月十八日

山村へき地の医療対策として医学専門学校設置に関する請願(松野幸義君紹介)(第六七一七)

同(金子一平君紹介)(第七一六六)

同(田村元君外一名紹介)(第七一七七)

同(久保田四次君紹介)(第七五五五)

同(塚田徹君紹介)(第七五五六)

同(内藤隆君紹介)(第七五七五)

同外一件(篠田弘作君紹介)(第七八六六)

同(塚田徹君紹介)(第七八七七)

同外一件(金子一平君紹介)(第八三三三)

同外一件(金子一平君紹介)(第八三三三)

同外一件(金子一平君紹介)(第八三三三)

同外一件(金子一平君紹介)(第八三三三)

同外一件(金子一平君紹介)(第八三三三)

同外一件(金子一平君紹介)(第八三三三)

同外一件(金子一平君紹介)(第八三三三)

同外一件(金子一平君紹介)(第八三三三)

同外一件(金子一平君紹介)(第八三三三)

同外一件(金子一平君紹介)(第八三三三)

同外一件(金子一平君紹介)(第八三三三)

同外一件(金子一平君紹介)(第八三三三)

同外一件(金子一平君紹介)(第八三三三)

同外一件(金子一平君紹介)(第八三三三)

同外一件(金子一平君紹介)(第八三三三)

同外九件(山口鶴男君紹介)(第六七八八)

同外二件(坂田英一君紹介)(第七一八八)

同(田川誠一君紹介)(第七一九九)

同外四件(藤本孝雄君紹介)(第七二〇〇)

同(宇野宗佑君紹介)(第七八五五)

同外二件(長谷川峻君紹介)(第八一五五)

同外六件(永江一夫君紹介)(第八一六六)

同外三件(稻葉修君紹介)(第八三〇〇)

同外五件(高見三郎君紹介)(第八三一一)

同外一件(永山忠則君紹介)(第八三三二)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

(内閣提出第二号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第二号)

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

第三条の二第一項中「大阪大学」を「大阪外国語大学」に改める。

(国立養護教諭養成所設置法の一部改正)

第二条 国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中茨城大学養護教諭養成所の項の次に次のように加える。

千葉大学 千葉県 千葉大学

養護教諭養成所

(国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法の廃止)

第三条 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

(国立工業教員養成所の存続に関する経過措置)

2 国立工業教員養成所は、この法律の施行の際現に当該養成所に在学する者があるときは、第三条の規定にかかわらず、その者が当該養成所に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(国立工業教員養成所の授業料等の免除等に関する経過措置)

3 この法律の施行の際現に国立工業教員養成所に在学する者又はすでにこれを卒業した者の当該養成所における授業料その他の費用の免除及びその徴収の猶予については、なお従前の例による。

(国立工業教員養成所の卒業者の大学への編入学に関する経過措置)

第一類第六号 文教委員会議録第三号 昭和四十四年二月十九日

学校の種類	学 校 規 模	乗 ず る 数
小 学 校	一学級の学校 二学級から四学級までの学校 五学級の学校 六学級から十八学級までの学校 十九学級から二十四学級までの学校 二十五学級から三十学級までの学級 三十一学級から三十六学級までの学校 三十七学級以上の学校	二・〇〇〇 一・五〇〇 一・四〇〇 一・一七〇 一・一四五 一・一三三 一・一二五 一・一二〇

中 学 校	部 別	規 模	乗 ず る 数
三 十 八 学 級 以 上 の 中 学 校 の 数 に 一 を 乗 じ て 得 た 数	一 学 級 以 下 の 学 校	二 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇
一 年 を 通 じ て 児 童 又 は 生 徒 を 寄 宿 さ せ る 寄 宿 舎 を 置 く 小 学 校 及 び 中 学 校 の 数 の 合 計 数 に 一 を 乗 じ て 得 た 数	四 学 級 以 上 の 学 校	一 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇
	二 十 四 学 級 以 上 の 学 校	一 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇
	二 十 四 学 級 以 上 の 学 校	一 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇
	三 十 六 学 級 以 上 の 学 校	一 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇

三 十八学級以上の中学校の数に一を乗じて得た数
 四 一年を通じて児童又は生徒を寄宿させる寄宿舎を置く小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数
 第八条 養護教諭及び養護助教諭(第十二条において「養護教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。
 一 小学校の児童総数に八百五十分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以上この号において同じ。)と中学校の生徒総数に千五十分の一を乗じて得た数との合計数
 二 へき地学校(へき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)第二条に規定するへき地学校をいう。次条第四号において同じ。)の数を勘案して政令で定めるところにより算定した数
 第九条 事務職員(第九号において同じ。)の数を勘案して政令で定めるところにより算定した数
 一 児童数が三百五十人以上の小学校の数に一を乗じて得た数と生徒数が二百五十人以上の中学校の数に一を乗じて得た数との合計数
 二 三十学級以下の小学校の数に一を乗じて得た数と二十四学級以上の中学校の数に一を乗じて得た数との合計数
 三 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)第二条に規定する保護者の児童又は生徒の数が著しく多い小学校又は中学校で政令で定めるものの数の合計数に一を乗じて得た数
 四 へき地学校の数を勘案して政令で定めるところにより算定した数
 第十二条を第十九条とし、第十一条を第十八条とし、第十条中「第六条から第八条までの規定による小学校教職員定員数、中学校教職員定員数」を「第六条及び第十条の規定による小中学校教職員定員数」に改め、「の各号」を削り、同条を第十七条とし、同条の前に次の七条を加える。
 (特殊教育諸学校教職員定数の標準)
 第十条 各都道府県ごとの、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数(以下「特殊教育諸学校教職員定数」という。)は、次条から第十四条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。
 第十一条 校長及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。
 一 特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数
 二 次の表の上欄に掲げる部の別ごとに同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の学級総数に当該部の規模に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)の合計数

三 次 の 表 の 上 欄 に 掲 げ る 学 校 の 種 類 及 び 中 学 校 の 数 に 当 該 学 校 の 種 類 に 応 ず る 同 表 の 下 欄 に 掲 げ る 数 を 乗 じ て 得 た 数 の 合 計 数

部 別	規 模	乗 ず る 数
小 学 部	一 学 級 以 下 の 部 二 学 級 以 上 四 学 級 以 下 の 部 五 学 級 以 上 十 八 学 級 以 下 の 部 十 九 学 級 以 上 二 十 四 学 級 以 下 の 部 二 十 五 学 級 以 上 の 部	二 〇 〇 〇 一 〇 〇 〇 一 〇 〇 〇 一 〇 〇 〇 一 〇 〇 〇
中 学 部	三 学 級 以 下 の 部 四 学 級 以 上 十 一 学 級 以 下 の 部 十 二 学 級 以 上 二 十 三 学 級 以 下 の 部 二 十 四 学 級 以 上 の 部	二 〇 〇 〇 一 〇 〇 〇 一 〇 〇 〇 一 〇 〇 〇

 四 寄 宿 舎 を 置 く 特 殊 教 育 諸 学 校 の 数 に 一 を 乗 じ て 得 た 数
 第十二条 養護教諭等の数は、特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数とする。
 第十三条 寮母の数は、寄宿舎を置く特殊教育諸学校ごとに、次に定めるところにより算定した数の合計数(その数が七に達しない場合にあっては、七を合計した数とする)。
 一 寄宿舎に寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒(肢体不自由者である児童及び生徒を除く。)の数の合計数に五十分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)。
 二 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である小学部及び中学部の児童及び生徒の数の合計数に
 四 分の 一 を 乗 じ て 得 た 数 (一 未 満 の 端 数 を 生 じ た と き は、一 に 切 り 上 げ る)
 第十四条 事務職員(第九号において同じ。)の数は、特殊教育諸学校の小学部及び中学部の部の数の合計数に一を乗じて得た数とする。
 (教職員定数の算定に関する特例)
 第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により小中学校教職員定数及び特殊教育諸学校教職員定数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。
 一 当該学校の存する地域の社会的条件が教育上特別の配慮を必要とすることその他の政令で定める特別の事情がある場合

部 別	規 模	乗 ず る 数
小 学 部	一 学 級 以 下 の 部 二 学 級 以 上 四 学 級 以 下 の 部 五 学 級 以 上 十 八 学 級 以 下 の 部 十 九 学 級 以 上 二 十 四 学 級 以 下 の 部 二 十 五 学 級 以 上 の 部	二 〇 〇 〇 一 〇 〇 〇 一 〇 〇 〇 一 〇 〇 〇 一 〇 〇 〇
中 学 部	三 学 級 以 下 の 部 四 学 級 以 上 十 一 学 級 以 下 の 部 十 二 学 級 以 上 二 十 三 学 級 以 下 の 部 二 十 四 学 級 以 上 の 部	二 〇 〇 〇 一 〇 〇 〇 一 〇 〇 〇 一 〇 〇 〇

二 当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行なわれていることその他の政令で定める特別の事情がある場合（分校等についての適用）

第十六条 第七号から第九号まで及び第十一号から前条までの規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

2 義務教育諸学校の統合に伴い必要となつた校舎の建築が完成しないため、統合前の学校の校舎で授業を行なっている場合には、統合に伴い必要となつた校舎の建築が完成するまでは、第七号から第九号まで及び第十一号から前条までの規定の適用については、統合前の学校は、それぞれ一の学校とみなす。

附則

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

（学級編制の標準に関する経過措置）

2 公立の義務教育諸学校の学級編制については、昭和四十八年三月三十一日までの間は、改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「新法」という。）第三号の規定（同条第二項中同年の児童又は生徒で編制する学級（当該児童又は生徒を一の学級に編制する場合を除く。）についての標準に係るものを除く。以下この項において同じ。）にかかわらず、児童又は生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県の教育委員会がその基準を定める。

（教職員定数の標準に関する経過措置）

3 新法第六号に規定する小中学校教職員定数は新法第十号に規定する特殊教育諸学校教職員定数の標準については、昭和四十八年三月三十

一日（政令で定める特別の事情がある都道府県の小中学校教職員定数の標準については、昭和五十年三月三十一日）までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校及び中学校又は特殊教育諸学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律の一部改正）

4 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和四十五年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

理由

公立の義務教育諸学校の学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、その学級編制及び教職員定数の標準を改め、もつて義務教育水準の向上に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大坪委員長 政府より順次提案理由の説明を聴取いたします。久保田政務次官。

○久保田政府委員 このたび政府から提出いたしました国立学校設置法の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和四十四年度における国立大学の学部、大学院及び国立養護教諭養成所の新設並びに国立工業教員養成所の廃止等について規定しているものであります。

まず第一は、国立大学の学部の新設についてで

ありまして、三重大学に工学部を設置しようとするものであります。これは科学技術の進展に即応して工学系の教育研究及び技術者の養成をはからうとするものであります。

第二は、国立大学の大学院の新設についてであります。

これまで大学院を置かなかった国立大学のうち、充実した学部を持つ大阪外国語大学に修士課程を設置し、もつてその大学の学術水準を高めるとともに、研究能力の高い人材の養成に資しようとするものであります。

第三は、国立養護教諭養成所の新設についてであります。

かねてから文部省におきましては、養護教諭の養成及び確保に努力しているところであります。このため大学、短期大学及び文部大臣の指定する養護教諭養成機関の卒業生等が資格を取得したもののほかに、養護教諭として充実した教育を施し、計画的にその養成をはかることを目的とした国立養護教諭養成所を設置する等の措置を進めておりましたが、昭和四十四年度におきましても、新たに千葉大学を付置しようとするものであります。

第四は、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法を廃止することについてであります。国立工業教員養成所は、高等学校における工業教育の拡充に伴う工業教員の需要の増加に対応して、昭和三十六年度において、臨時に北海道大学ほか八大学に設置されたものであります。すなわち、当時、経済の成長に伴う技術者の需要の増大と、高等学校生徒の急激な増加に対応して、工業高等学校の急速な新増設が進められ、工業教員の需要の増大が著しいものであったので、緊急の措置として国立工業教員養成所を設置することとしたのであります。

その後、約二千人に及ぶ養成所の卒業生が工業教員として就職し、工業教育の拡充についてその一翼をになう実績を示したところであります。工業高校の増設計画も達成され、今後は、最近新

増設された大学の工学部の卒業生等でその需要をまかなうことができる見込みでありますので、国立工業教員養成所は、今回これを廃止することとしたものであります。

なお、国立工業教員養成所の廃止にあつて所要の経過措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

今回、政府から提出いたしました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

公立義務教育諸学校の学級編制と教職員定数の標準につきましては、昭和三十四年度以降二回にわたり改善五カ年計画を実施し、いわゆるすし詰め学級の解消をはじめ、学級規模の適正化と教職員の配置率の改善につとめてまいりました。この結果、学級規模においても、教員一人当たりの児童生徒数においても大幅な改善を見るに至りました。しかしながら、これらの改善措置にもかかわらず、僻地等に多い小規模学校における複式学級等の学級編制、学級担任外教員、養護教員及び事務職員の配置率並びに特殊教育諸学校の学級編制及び教職員定数等については、なお不十分な点が見受けられますので、第二回五カ年計画が昭和四十三年度をもって完了するに際し、これらの諸課題について、昭和四十四年度を初年度とする五カ年計画により改善をはかることとしたものであります。

次に、法律案の内容について御説明いたします。まず第一は、公立の小学校及び中学校の学級編制の標準の改善であります。

すなわち、その一は、僻地等における教育水準の向上をはかるため、小学校及び中学校の単級、小学校の四、五個学年複式学級並びに小学校及び中学校の四十九人標準学級を解消するとともに、

（公立義務教育諸学校の学級編制と教職員定数の標準に関する法律）

小学校の二、三個学年複式学級及び中学校の二個学年複式学級にかかる学級編制の標準について改善をはかったこととあります。

その二は、特殊学級における教育効果の一その徹底をはかるため、その学級編制の標準を改善したこととあります。

第二は、公立の小学校及び中学校の教職員定数の標準について改善を行いました。

すなわち、その一は、小学校及び中学校の教育の指導体制を充実するため、教員の配置率を改善することとするほか、寄宿舎を置く小学校及び中学校について教員の加算を行なうこととしたしました。

その二は、養護教員及び事務職員の配置基準を改善するとともに、僻地学校の数等及び要保護、要保護の児童生徒数が著しく多い学校の数を要素としてこれらの教職員を加算することとしたしました。

その三は、小学校及び中学校における学校図書館の重要性とその事務量を考慮し、事務職員定数の改善を行ないました。

その四は、学校の存する地域の社会的条件及び教職員の長期研修等を考慮して教職員の加算を行なうこととしたしました。

第三は、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の学級編制の標準を改善したほか、新たに重複障害児についての学級編制の標準を規定したこととあります。

第四は、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の教職員定数の標準について改善を行ないました。

すなわち、その一は、小学部の教員の配置率について、小学校の改善と同様な改善を行なうこととするほか、特殊教育諸学校における機能訓練の重要性にかんがみ、そのための教員定数の加算措置を改善するとともに、寄宿舎を置く学校について教員の加算を行なうこととしたしました。

その二は、寮母の配置基準を改善いたしました。

その三は、小中学校の場合と同様に教職員の長期研修等を考慮して教職員の加算を行なうこととしたしました。

第五は、経過措置についてであります。

この法律案は、昭和四十四年度から施行することとしたしておりますが、その実施については、必要な経過措置を設けることとしたしました。

まず、公立の義務教育諸学校の学級編制につきましては、昭和四十八年度を目途として新しい標準に達することができるよう、今後における児童生徒数及び学校施設の整備の状況を考慮しつつ、各都道府県の実態に応じて、都道府県教育委員会がその基準を定めることとしたしました。

また、公立の義務教育諸学校の教職員定数の標準につきましては、今後における児童生徒数及び教職員の総数の推移等を考慮しつつ、五年間の年次計画により順次新標準を達成することができるよう必要な経過措置を政令で定めることとしたしました。なお、児童生徒数の減少の傾向が特に著しい県につきましては、一般の府県と同様に措置いたしますと、小学校及び中学校の教職員定数が急減いたしますので、昭和五十年三月三十一日までに漸次この定数を減少させることができるよう配慮することとしたしました。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○大坪委員長　なお、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案の補足説明を聴取いたします。宮地初等中等教育局長。

○宮地政府委員　ただいまの提案理由の説明を補足して、法律案の内容について御説明申し上げます。

この法律案の内容の第一は、公立の小学校及び中学校の学級編制の標準の改善についてであります。すなわち、まず、一学級に多くの学年の児童

たは生徒を収容して教育を行なわなければならない単級及び小学校の四、五個学年複式学級を解消することと、小学校または中学校の四十九人標準学級を解消することとしたしましたが、この措置と並行し、小学校及び中学校の複式学級の学級編制の標準につきましては、小学校の三個学年複式学級にあっては現行二十五人から十五人に、小学校の二個学年複式学級にあっては現行二十五人から二十二人に、中学校の二個学年複式学級にあっては現行二十五人から十五人に、それぞれ改めることとしたしました。また、小学校及び中学校の特殊学級の学級編制の標準につきましては、現行十五人から十三人に改めることとしたしております。

この法律案の内容の第二は、公立の小学校及び中学校の教職員定数の標準の改善についてであります。

その一は、小学校及び中学校の教育の指導体制の充実をはかることとありますが、小学校につきましては、改正前の第六条第二号に定める教員の配置率の改善を行ない、音楽、体育等の専科担当教員が充実にできるよう学級担任外教員数の改善をはかりますとともに、中学校につきましては、教科指導の充実とあわせ生徒指導体制の整備のため、十八学級以上の学校について教員の数の加算が行なえるよういたしております。また、寄宿舎を置く小学校及び中学校につきましても教員の数の加算が行なえるよういたしております。

次に、養護教諭等の数につきましては、その一般的な配置基準を、小学校にあっては現行の児童数千人につき一人から八百五十人につき一人に、中学校にあっては現行の生徒数二千二百人につき一人から千五百人につき一人に、それぞれ改善することとしたしましたが、さらに、僻地学校の数等を勘案して養護教諭等の数の加算が行なえるよう措置いたしております。

次に、事務職員の数につきましては、その一般的な配置基準を、小学校にあっては現行の児童数が四百人以上の学校から三百五十人以上の学校

に、中学校にあっては現行の生徒数が三百人以上の学校から二百五十人以上の学校に、それぞれ改善することとしたしましたが、僻地学校の数を勘案して事務職員の数の加算が行なえるよう措置いたしましたほか、さらに要保護者及び要保護者の児童または生徒が著しく多い学校についても加算が行なえるよう措置いたしました。

また、小学校及び中学校における学校図書館の重要性とその事務量を考慮いたしまして、小学校にあっては三十学級以上の学校に、中学校にあっては二十四学級以上の学校に、それぞれ事務職員を一人加算することとしたし、そのため第九条中に第二号を設けて規定の整備をはかることとしたしております。

最後に学校の存する地域の社会的条件が教育上特別の配慮を必要とすること、教職員が長期にわたる研修を受けていること等の事情のある場合におきましては、教職員の数の加算が行なえるよう規定の整備を行なうこととしたしております。

この法律案の内容の第三は、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の学級編制の標準の改善についてであります。

すなわち、特殊教育諸学校の小学部及び中学部の学級編制の標準は、現行法におきましては十人と定められていたところでありましたが、これを八人と改めることとしたしますとともに、新たに重複障害児である児童または生徒についての学級編制の標準を五人と定めることとしたしたのであります。

この法律案の内容の第四は、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の教職員定数の標準の改善についてであります。

教育する養護学校につき一人の教員の数の加算を行なっているところですが、これを、改正後の第十一条第三号に定めますと、盲学校に一人、ろう学校に二人、精神薄弱者である児童または生徒を教育する養護学校に二人、肢体不自由者である児童または生徒を教育する養護学校に三人の教員の数の加算に改めることとしたしております。

また、寄宿舍を置く学校につきましても、教員の数の加算が行なえるようにいたしております。

次に、寮母の数につきましては、現行の寄宿舍に寄宿する児童・生徒六人につき一人とされている算定を、五人につき一人と改め、さらに肢体不自由者である児童または生徒については四人につき一人と改めることとしたしますが、新たに寄宿舍を置く学校ごとに七人の寮母を置くことを定数上保障する措置を講じております。

教職員が長期にわたる研修を受けていること等の事情のある場合に、教職員の数の加算を行なえるより措置することにつきましては、小学校および中学校と同様といたしております。

本則規定に関しましては、以上のほか、学校統合の場合の本法の適用に関する定めを設ける等規定の整備をはかっております。

最後に、この法律の経過措置について申し上げます。

まず、公立の義務教育諸学校の学級編制につきましては、昭和四十八年三月三十一日までの間は、児童または生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、改正後の学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県教育委員会が学級編制の基準を定めることとしたしております。

次に、公立の義務教育諸学校の教職員定数の標準につきましては、昭和四十八年三月三十一日までの間は、児童または生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、改正後の教職員定数の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定めることとしたしております。なお、政令で定める特別の事情のある都道府県の小学校及び中学校

の教職員定数の標準につきましては、昭和五十年三月三十一日まで右の経過措置を講ずることができるといたしております。

以上、この法律案の内容について補足説明いたしました次第であります。

○大坪委員長 両案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、来たる二十一日金曜日、午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十四分散会

昭和四十四年二月二十二日印刷

昭和四十四年二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局